

平成21年度 第2回政治資金適正化委員会 議事録

(開催要領)

1. 開催日時：平成21年6月4日(木) 10時00分～11時30分
2. 場 所：総務省1階共用会議室4
3. 出席委員：上田廣一、小見山満、池田隼啓、谷口将紀、牧之内隆久の各委員

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 支出項目の区分の分類について
 - (2) 政治資金監査に関するQ&Aについて
 - (3) 登録政治資金監査人の登録者数及び政治資金監査に関する研修修了者数について
 - (4) 政治資金監査に関する研修の実施計画について
 - (5) その他
3. 閉 会

(配付資料)

- 資料1 支出項目の区分の分類について
- 資料2 政治資金監査に関するQ&A(その3)
- 資料3 登録政治資金監査人の登録者数及び政治資金監査に関する研修修了者数
- 資料4 政治資金監査に関する研修の実施計画について
- 資料A 支出項目の区分の見直しの検討について
- 資料B 政治資金の支出区分に係る参考資料
- 資料C 支出項目の区分の変遷
- 資料D 政治資金適正化委員会で今後検討を行う事項

(本文)

【上田委員長】 それでは、ただいまから平成21年度第2回政治資金適正化委員会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御出席を賜りまことに

ありがとうございます。

議事に入る前に、平成20年度第10回委員会の議事録についてでございます。前回の委員会時にお配りいたしました第10回委員会の議事録につきまして、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【上田委員長】 御異議がないようですので、6年後の公表まで事務局において適切に管理していただきたいと思っております。

また、平成21年度第1回委員会の議事録につきましては、お手元にお配りしておりますので、同様に御意見等ありましたら事務局まで御連絡をお願いいたします。そして、次回の委員会でお諮りさせていただきます。

それでは、本日の第1の議題の「支出項目の区分の分類について」、説明を事務局をお願いいたします。

【松崎参事官】 それでは、資料1「支出項目の区分の分類について」を御説明いたします。

支出項目の区分につきましては、これまでも議論されているところでございますが、資料1にありますように、政治資金規正法施行規則において定められておりますが、経常経費として人件費、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費の4つの区分、それから政治活動費としまして、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金、その他の経費の6つに分類するということとされております。

この各支出項目につきましては、どのような費目が経費に当たるかということにつきましては、別紙でこの資料の5ページに分類の基準が定められているところでございますが、政治団体からは、それぞれ政治団体で支出しているものをこれらのどこに当てはめるべきかということについていろいろ疑義が出されて、また、わかりにくいという御意見も時折聞かれるところでございます。

2で「支出項目の区分の分類に当たっての基本的考え方」ということですが、政治団体の会計責任者は、この分類基準に従って支出の目的に応じた支出項目に分類するというところでございます。支出により得た物品、サービスがどのような目的で必要であったかということになりますので、仮に外形的に同じものであっても、経常経費と政治活動費のそれぞれの区分に分かれることになるということでございます。

分類に当たりましては、まずは経常経費と政治活動費のいずれに当てはまるかを分けて

いただくわけですが、経常経費につきましては、政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な経費であり、政治活動費の方は、政治上の主義、施策の推進等や公職の候補者の推薦等の政治活動を行っていくための活動に要する経費であるとなっております。

それで、経常経費につきましては、先ほど申し上げましたとおり人件費、光水熱費、備品・消耗品費、事務所費となるわけですが、最初の3つの経費に区分しがたいものについては、すべて事務所費に分類されることとなります。したがって、事務所費につきましては、事務所の借料損料等に限らず、政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な管理運営的な経費もこの中に含まれるようになっておるわけでございます。

それで、複数の支出の目的を有する経費についてどうするかということでございますが、便宜上複数の支出の目的のうち、主たる目的と判断される項目に一括して計上することとしても差し支えないとしております。

次のページでございますが、政治活動費の中のその他の経費は、政治活動費で区分されている5つの経費、また、経常経費にも該当しないものがここに含まれるということでございます。

3ページと4ページにはQ&Aとして、これまでも政治団体にいろいろアンケートをとったりする中で疑義が出されておりますので、それらについて先に申し上げました考えに基づきますと、このように分類するのが標準的というか妥当ではないかということで、標準的な分類例として回答をまとめております。したがって、これはあくまでも標準的な分類例ということですので、これ以外に分類したとしても、それが当該政治団体にとって十分説明し得る目的なんだということであれば、それはそれで禁じられるとかいったことではございませんので、そういうことをまず先に書いております。

中には、人件費、福利厚生費、駐車場代、ガソリン代、旅費交通費等の経費、また、政治資金パーティーの会費、慶弔費をどうするかといったことなどについて書いております。あとは、4ページの一番上の9番では、今回の登録政治資金監査人に対する監査報酬はどこでということ、これは事務所費でよいのではないかとということにしております。

資料1につきましては以上でございます。

【上田委員長】 御質問とか御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。ございませんか。じゃあ先に行きますか。小見山委員。

【小見山委員】 小見山でございます。この説明は十分よくわかりまして、これが今資料として配られて我々が説明を受けていったんですけれども、これを今後どうされるかと

いうこと、もしくはこれを前提で例えば次のステップで我々が検討していくのかどうか、その辺を私は聞き漏らしたので申しわけございませんが。

【上田委員長】 参事官。

【松崎参事官】 ただいま御説明いたしました資料1の区分の分類は、現行の制度に基づいてそれを運用するに当たって、政治団体の方で疑義が出されておりますので、それにつきまして委員会としてこのような見解をまとめて公表することで、政治団体に対する疑問にはお答えしたいと。今回の法改正の中で、与野党ではやはりこういう支出項目の区分がうまく分類できなかったことが外部の批判を受けたのではないかという考え方もあって、ぜひ第三者委員会である政治資金適正化委員会の方で分類の仕方をより明確化してほしいということで、このようなことを委員会ですとまとめるということでございます。

【小見山委員】 わかりました。

【上田委員長】 牧之内委員。

【牧之内委員】 ということは、3ページのQ&Aについてこういうことで回答することを了解してほしいということですね。

【松崎参事官】 はい。

【上田委員長】 牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 大きくは経常経費、政治活動費。これは性質分類なのか目的分類なのかちょっとよくわかりませんが、政治活動費の方は目的別で分類されていて、経常経費は性質別で分類されているわけですね。だから、政治活動費なのか経常経費なのかというところの区分が極めてあいまいなので、おそらく各団体は迷われるんだと思いますが、経常経費か政治活動費かの大きな区分のメルクマールは何かあるんでしょうか。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【松崎参事官】 書面ですとか基準を読みますと、経常経費につきましては、まさに政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な経費という言い方をされておりますので、そういった点でそれぞれの団体が判断されているということになるかと思いません。

また、さらに言いますと、そういうことで、これからは国会議員関係政治団体につきましては、各団体がどういう考え方で分類したのかということは、今度は経常経費を含めて明細が出てくることによって、仮に問題があることがもし外部からいろいろ御指摘が出る場所があれば、この基準といいましょうか、考え方に沿って収れんされていくものかな

とは思っております。ですから、現時点でこれ以上の考え方はこちらとしては持ち合わせていないということでございます。

【上田委員長】 小見山委員、何か御意見。

【小見山委員】 私は、現行のものなので、これに我々が何か意見を述べるというのはなかなかつらいところがあるんじゃないかなと。もちろん意見はたくさんあるんですが、既にこれが長い歴史の中で走っておりますでしょう。ですから、それについてあまり言うことはどうかと。ただ、今後これはこうしようという意見のときには、いろいろと御発言させていただければと思います。

【上田委員長】 ということでよろしゅうございますか。じゃあ次に、関連する委員限り資料AからCの説明を事務局にお願いします。

【松崎参事官】 それでは、今度は委員限り資料の方にまいります。先ほど御説明させていただきました資料1はまさに現行の制度で、それに当てはめるとどうするかということですが、さらに委員会の中でそのようなことを検討する際には、今の支出項目の区分自体どうなのかということでもいろいろ御議論があったところでございますので、その点につきまして若干事務局の方で資料を整理したものが資料A、B、Cとございますので、御説明させていただきます。

まず資料Aでございます。「支出項目の区分の見直しの検討について」ということで、「1. 現行の支出項目の区分について」はただいま申し上げたとおりでございますが、3つ目の丸ですが、昭和50年の改正によりこのような形が定められて以降、大きな見直しはされていないということでございます。

続きまして2ページにまいります。仮に区分の見直しをすとした場合にどういうことに留意する必要があるかということで、幾つか考えたところを挙げております。検討の視点として、見直す以上、やはり国民から見て現行のものよりは当該政治団体の活動実態が把握しやすくなることが求められるのではないかと。

それから(2)としては、今の区分で政治団体の側がわかりにくいとか区分しがたいとかいろいろな御意見もあるところですので、そういったものを踏まえすと、政治団体が分類を行いやすくなる、また、そういうことも含めて見直しについて政治団体の理解が得られやすいことが必要であろうと。

これに関連しまして、政治団体は現行の制度で会計のシステムをつくって運用しているところでもありますので、区分が見直されるということになりますとシステム関係の改修等

の経費も発生して、それについては政治団体が負担することになるということもありますので、その点も含めて理解が得られることが重要であろうということでございます。

また、(3)でございますが、政党本部・支部、資金管理団体、国会議員関係政治団体、その他の政治団体など、政治団体の区別によって収支報告書に記載する明細の範囲が異なることに留意しなければならないのではないかとということでございます。

国会議員関係政治団体につきましては、人件費を除いて1件当たり1万円を超える支出はすべて明細が収支報告書に記載されるということになっているわけですが、国会議員関係政治団体以外のその他の政治団体につきましては、1件当たり5万円以上の政治活動費の明細は出てくるわけですが、人件費のみならず事務所費など経常経費についてはその総額のみ記載ということで、収支報告書の記載の範囲が違うことがあるということでございます。

参考までに、下に表で掲げておりますが、国会議員関係政治団体の団体数は、総務大臣届出が804、都道府県選管届出が2,397、合わせて3,201に対して、それ以外の団体が合わせて7万2,000を超えているということでございます。

次に、3ページでございますが、現行制度ではまず経常経費と政治活動費の区分が前提となっているわけでございますが、一方で、今牧之内委員からもちよっとお話がございましたように、経常経費と政治活動費の区分自体が政治団体でどうなのかということもございます。政治団体の活動ですから、すべて政治活動とも考えられるということもございます。

また、前回谷口委員からも御指摘がございましたが、そもそも昭和50年に経常経費と政治活動費に区分されたときに、当時三木首相には、経常経費には企業からの献金を充てないように自民党としては運用していくんだというお考えがあったということで、まさに経常経費と政治活動費でもととなる資金を分けるという考えが現時点においてないのであれば、こういったものの区分が今意味を持っているかどうか改めて検討が必要ではないかとということでございます。

それから、先ほどもちよっと申し上げましたように、国会議員関係政治団体以外の政治団体については、経常経費はなお明細が出てこないということになっておりますので、区分を見直すということは、収支報告の記載の範囲についてどのように考えるかということにも影響が出てくるということでございます。

3つ目のところで、「なお」ということですが、現行制度で経常経費の支出の明細の報告

を不要としている理由につきましては、当時の法律の解説の中ではこのような記述があるということで、「これらの経費は、その性質からみて、多少の相違はあっても、すべての政治団体にとって必要不可欠の生活費であり、支出の明細をことこまかく報告させても多大の労力を必要とするわりには効果がうすく、いたずらに政治団体の会計責任者の負担を増すばかりであるので、その明細の報告を要しないこととされている」となったわけですが、国会議員関係政治団体については人件費を除いて報告させることにもなりましたので、その辺の変わってきたことについてどのように評価していくかということがあるわけでございます。

(2)として、性質別となっている経常経費自体はどのようなかということですが、先ほど資料1でも申し上げましたが、経常経費について人件費、光熱水費、備品・消耗品費に該当しないものはすべて事務所費ということなんですが、いろいろなものが事務所費に入り込んできているのではないかとどうも見られている。これに対して、事務所費という表題からすると、対外的には借料損料、まさに地代とか家賃のみが入ってくると思われているところもあって、その辺りの認識のギャップがいろいろ問題にされる原因になっているところもあるのではないかといたしますと、経常経費についても区分を簡素化するとかいったことも考え得るのかなということでございます。

一方で人件費につきましては、国会議員関係政治団体にあってもなおその明細は記載しないという取り扱いになっておりますので、その点は留意が必要ではないかということでございます。

次に4ページでございますが、政治活動費は目的別に分かれているわけですが、例えば企業会計の事例を参考に性質別に区分する方が、具体の支出の分類について政治団体から疑義が寄せられることが少なくなるのではないかと。一方で、性質別とした場合には、調査研究に要するもの、組織活動に要するもの、あるいは例えばパーティー開催にかかわるものなどいろいろなものが旅費、通信費、委託費などでまとめられてしまうことによって、かえって活動の実態がわかりにくくなるという問題はないのかといったこと。

それから、目的別を維持した場合でも、今のような分け方なのか、あるいは例えば対外的にわかりやすいのは、やはり機関紙の発行、パーティー開催の事業費といった関心を持たれる事業費は残しつつ簡素化することも考えられるのかといったことでございます。

資料Aは以上で、続きまして資料Bは参考の資料として用意したものでございます。資料B、A3判の資料でございますが、広げていただきますと、左上は日本の現行の収支報

告書と公選法で規定されております選挙運動費用収支報告書における区分の違いを見ていただくと思って用意したものでございます。収支報告書は経常経費と政治活動費に分けて、選挙運動費用収支報告書は選挙運動ということで1つの目的に係るものですので、その中には人件費、通信費と割と性質的に分けられているのかなということでございます。

下の方は、今度は諸外国の区分についてはどうかということでも幾つか挙げたものですが、アメリカの連邦選挙運動資金、イギリスの年次会計報告書、さらに下の方はフランス、韓国といったところの区分例でございます。

あと、右の方には企業会計ではどのように区分されているのであろうかということで、私どもでいろいろ見てみますと、やはり非常に細かく区分されているんだなということでございます。

なお、日本の政治資金規正法の収支報告書と公選法の選挙運動費用収支報告書がどのように変遷してきたのかということを見ていただく上で、資料Cでございますが、昭和23年に新たに政治資金規正法が制定されたときの会計帳簿又は収支報告書の様式などを見ますと、例えば1ページ目の支出簿の様式の下備考の三のところ、「『支出の目的』の欄には、支出の目的、種別、員数等を明記するものとし、種別としては、『何何代金』、『謝金』、『旅費』、『家屋贈与』、『債務引受』等の区別を記載するものとする」ぐらいの記述があるというところでございます。

それが続いていますが、次の2ページ目に行きまして、(3)の昭和50年改正でほぼ今の形になったわけですが、なお書きのところでございますが、政治活動費の分類項目について法律の中で説明している本によりますと、「経験的にみると、政治団体である以上、おのずから共通のものが存在し、それぞれの項目の名称に多少の相違はあっても、性質的には同じカテゴリーに属するものが少なくない。いわば経験的にみた最大公約数的な分類項目である」として、今の10の項目がつくられたようでございます。

続きまして、3ページの「選挙運動経費に係る会計帳簿の支出項目の区分」ですが、中ほどに「昭和23年（新規制定時）の会計帳簿の様式」とありますが、その備考を抜き出した二のところですが、口座ごとに費用の区別に従い(一)報酬、(二)家屋費、(イ)選挙事務所費、(ロ)集合会場費等、(三)通信費、(四)船車馬賃、(五)印刷費、(六)広告費、(七)筆墨紙費、(八)休泊費、(九)飲食物費、(十)雑費と10科目に分けて記載するとされておりますものが、多少言葉が現代風にはなったんですが、今なお引き続いている。6ページまで飛んでいきますと、「現行の選挙運動費用収支報告書の様式」となっ

ておりますが、この下の点線で囲ってあるところで「この帳簿の各科目には」ということで、人件費、家屋費以下このようになって（十）雑費まで、先ほど見ていただきました昭和23年のときからほぼそのまま続いているということでございます。

資料の説明は以上でございます。

【上田委員長】　　じゃあ、この件につきまして御質問、御意見がございましたら、どうぞ御発言いただきたいと思います。谷口委員、どうぞ。

【谷口委員】　　簡単な質問なのですが、資料Aの2ページ目の2の（2）です。「システム改修等の経費が発生する可能性がある」というところですが、これは具体的にどういう経費ですか。

【上田委員長】　　参事官、どうぞ。

【松崎参事官】　　私どもが思いましたのは、個々の政治団体というよりは基本的には政党が今のものでコンピューターで会計処理されているところについて、費目が変わったりすると当然その部分でのソフトの改修費が出てくるんだろうということでございます。また、個々の政治団体においても多少の手直しはいろいろ出てくる。当然区分が変われば、それに応じたものに見直していくんだろうということを書いているものでございます。

【上田委員長】　　それほど巨額な改修費がかかるという話じゃないですよ。ただ改修が必要だということです。ほかに御意見は。小見山委員。

【小見山委員】　　小見山です。これはすぐ早急に答えを出すことではないんですが、会計の流れというんでしょうか、会計にはいろいろな会計がございまして、これも1つの会計でございますし、あと公益法人とか非営利、それから公会計といってガバメントとか地方公共団体の会計がございまして、すべての会計がおのおの違う歴史を持って歩んできたのが、ここへ参りまして、方向性としては表現、もしくは表示の仕方もできるだけ一般の会計に近づける形に持ってこようという形にだんだん変わってまいりました。

したがって、公益法人に関しましても、損益というものは本来ないんですけれども、損益計算書と全く同じような正味財産増減計算書という名前のものにしてみたり、今までの収支報告書が全部そちらの方へ外れていってしまっているという現状もございますので、長い目を見たときに、読者のためにできる限りそういう表示にされていく方がよろしいのではないかなと思います。

ただ、この中でも疑問視されていらっしゃるのは、今まで目的別の分類に親しんできたので、目的別分類がわからない結果になってしまうのはいかがかなという御指摘なので、

それも私はよくわかりますので、そういう意味では、会計の流れを読み取った中で、今までの政治資金の会計の特徴である目的別分類をうまく組み入れる形で表現されていければ一番ありがたいのかなと思います。

【上田委員長】 ほかに何か。牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 これは、見直しをしたいということで出されているのかよくわからないところがあるんですが、仮に見直しをするとすると、政治団体から現行の分類についてわかりにくいとかいう相当数の疑問が寄せられているということぐらいでは、区分見直しというところまでいかないんじゃないかと。

だから、現行制度、現行の問題点みたいなものをもう少しピックアップする必要がある。ゼロからつくるといふことであればいいんでしょうけれども、そこがちょっと不足なのかなという感じをさっと見た感じとして受けました。私も、個人的にはちょっと変だということはあるんですが、ただ、実際に委員会として何か物を言っていくとなりますと、ある程度大きなものがないと難しいのかなという感じがしております。

【上田委員長】 事務局長、いかがですか。

【丹下事務局長】 なかなか難しい問題ではあるんですが、今回の法律改正となった背景の1つに、事務所費の問題があったわけです。いろいろなものが全部経常経費の事務所費中にぶっ込まれてわからなくなっちゃっている、つまりブラックホールになっちゃっている。そこだけを改めるということだったら、比較的国民的な理解は得やすいのかなという感じがいたします。それが1つです。

もう一方で、先ほど参事官が申しあげましたように、我々委員会は国会議員関係政治団体だけを基本的に対象としているんですけれども、そののところだけ収支報告書のスタイルを変えるのかというと、なかなか実務的にはもたなくなってくると思います。じゃあ7万団体を統一的にやるのはどうかという提案を含めて考えると、スタイルを変えることは、そう簡単ではないなど。今回はまだこういう全体の見直しのいわば前提みたいなことしか提出することができなかつたんですけれども、それも含めて委員の方々に御議論賜ればと思っております。

今御指摘もございましたので、次回の委員会までに、仮に現行制度でこういう問題が指摘されている、だったらどう改めるべき方向性があるのかみたいな案がもし可能ならば、事務的に一応考えたいと思います。

【上田委員長】 谷口委員、どうぞ。

【谷口委員】 全面的にお答えするものではないんですけども、これまで言われている会計責任者の方で記入するときに迷いがある、あるいはこのままだと監査人の方でも迷いがあるということに加えてもう1つは、やはり一番気持ち悪いのが、今日の資料1でも残っていますが、支出の目的に応じて適宜やれ、分類しろということになっていると、結局比較の意味がなくなるわけです。政治団体Aの事務所費と政治団体Bの事務所費を比較する。しかしながら、それはAの会計責任者とBの会計責任者が裁量で分類している。そうすると、Aの事務所費はBより多いとか少ないという比較の意味をなさなくなってくるわけです。

ですから、政治資金の透明性とみなすか、それを見ている国民の側からも、全く無意味とは言わないですけども、そういったものを見ていく上で留保が必要になってくるのであれば、例えば今少し出ていたように、目的別の部分も残しながら性質別に大きくくくりを変えるであるとかもう少し比較の安定性がある形も、まさに政治資金規正法第1条に規定してあるところの透明性、あるいは国民の不断の監視にさらすという意味でも資するのではないかとは思いますが。

【上田委員長】 どうもありがとうございました。ほかに何か。確かに今谷口委員がおっしゃるように、会計責任者の個性に応じちゃってばらばらになってくるということが、一般に言う公正妥当な会計基準、統一的な基準が政治資金にできるかどうかという問題があるんですけども、考えていきたいということですね。

じゃあ続いて、こちらも今の議題に関連するわけですけども、委員限り資料Dの説明を事務局をお願いします。

【松崎参事官】 ただいま御議論いただきましたところも、私どもで引き続き研究を進めていかなければいけないというところがございますが、委員会で検討する事項として、資料Dとして現時点で整理させていただきましたのは、今の支出項目の区分の見直しにつきましても、仮に見解をまとめるとしますと法令改正にかかわる事項であり、重要な事項ということになりますので、総務大臣への建議ということになろうかと思いますが、そういったことでこれまでも議論されてきたこと、御指摘いただいたことはおおむねここに掲げているところかなということでございます。

1つは支出項目の区分の見直し、それから、前回の委員会で仮に建議するとしたらこういう2つのパターンがあるということで御意見をいただいたところで、ただ一方で、1つだけで建議することの是非も検討しなければいけないという御意見もいただいております

が、会計帳簿の記載事項、住所の問題でございます。

それから、前回議論してなお引き続き事務局でもう少し整理が必要ではないかと考えておりますのが、収支報告書の訂正について。現在訂正の手続は法令には何ら規定がございませんので、事実上行われているものでございますが、仮に国会議員関係政治団体が監査を受けて提出した後に収支報告書を訂正する際に、どのように監査との関係を整理するのかといった問題でございます。

それから、収支報告書の様式につきましては、昨年も事務所の無償提供の関係で御議論いただいたところでございますが、そういった金銭によらない支出、あるいは収入を金銭に換算して収支報告書に全部入れていかなければいけないということなのですが、その結果として、実際は支出ではないものを支出に計上しなければいけないことになっていることについて、どのように考えるかということでございます。

さらに、領収書等の定義の見直しということで、領収書等につきましては、今の政治資金規正法が求める要件をきちっと満たしているかいないか。仮に満たしていないとしても、社会通念、あるいは税の世界でも十分領収書として認められているものがある。それとの関係で規正法の領収書等をどのように考えていくかということで御議論があったところでございます。

仮にこういったものの建議を行うに際しましては、上にも書いておりますが、与野党の協議でこれらのものが取り上げられるとか、あるいは3年後に予定されている規正法の見直しのタイミングですとか、やはり建議をする以上は建議した事項が実現される見通しなどを十分見きわめて、その時期に判断していくことが必要ではないかということで書いております。

次に、「2. 政治資金監査及び収支報告書の記載方法等に関して、登録政治資金監査人や政治団体から質問が寄せられている事項」として幾つか掲げております。監査のやり方、政治資金監査のマニュアルに関する質問につきましては、今日もこの後御議論いただきますように監査のQ&Aということで整理していくわけでございますが、一方で、監査の仕方の前段階といいたしましょうか、収支報告書の記載方法に関して寄せられている質問もあります。先ほど資料1「支出項目の区分の分類について」も、そういったものの範疇に入っただろうかと思いますが、そういったものについても委員会で検討して見解を示していく必要があるものが出てくるのではないかとということでございます。

中には、なかなか難しい判断のものが出てくるかもしれませんが、今寄せられているも

のとして幾つかここに掲げております。1つは、資金前渡しや立替払いにより支払った場合の支出の年月日、又は支出を受けた者をどう記載するんだと。これに多少関連してくるんですが、政治団体の事務職員を支出を受けた者とするのはできるのか。

あとは、公共料金、新聞代等の継続的経費を支払う場合、あるいはローン等1件の債務を分割して支払う場合、1件当たり5万円とか1件当たり1万円と言われるときの1件をどう判断するんだということについて、政治団体の方でも悩んでいるという問題があるようでございます。

それから、労務の無償提供とか金銭によらない支出を政治団体の側が行った場合どう記載するか。

それから、複数の政治団体が1つの事務所を共同で使用している場合の光熱水費とか事務所費をどのように案分して記載すべきか、あるいは人件費についてはどうなのかということでございます。単純に事務所費、光熱水費、人件費をちゃんとそれぞれの団体が書いているというケースもあれば、A団体は事務所費を持ってB団体は人件費を持ち、さらにC団体は光熱水費を持つとかいろいろな形態が想定されるんですが、そういったものについてそういうことでいいのかどうか政治団体の方は心配しているということかとは思いますが、こういった疑義が寄せられているということでございます。

これらにつきましても、上の建議事項たり得るものとあわせて事務局で整理できるものは整理した上で、委員会で御審議していただきたいと考えております。

資料Dは以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして御質問、御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 今の説明は、個々の質問について議論してほしいということですか。

【松崎参事官】 いえ、今日の段階はそうではございません。

【牧之内委員】 こういうのがありますという。

【松崎参事官】 はい。

【上田委員長】 私の方から質問をよろしいですか。丸の2番の「政治団体の事務職員を支出を受けた者とするのはできるか」というところなんですけれども、実際にはこういうのを収支報告書、あるいは会計帳簿に書いてくるのは結構あるんですか。

【林崎政治資金課長】 よろしいですか。

【上田委員長】 政治資金課長。

【林崎政治資金課長】 例えある国会議員さんを代表者とする政治団体において、国会議員さんの秘書を支出先とした記載をしている例はあると思います。

関連して、私どもの方から過去に国会等で説明しておりますのは、処分権がある職員さんに対して支出した場合であれば、そのような記載もあり得るのではないかと。単にすべての支出行為を指定して、いわば使者というか道具というか、そういった形でというのは支出にも当たらないということになるんでしょうけれども、交付してその処分をある程度ゆだねているものについては、そのような記載はあるのではないかとといった趣旨の御説明をしていることはございます。

【上田委員長】 機械的な事務をやっている人に対しては、支出ではない。

【林崎政治資金課長】 支出ではないです。

【上田委員長】 そりゃそうですね。世間の常識でもそうですけど。ただ、政治的な役割を担っている人についてはそれを支出として認める場合もある。

【林崎政治資金課長】 ええ、そうです。

【上田委員長】 それがいいかどうかというのはまた。

【林崎政治資金課長】 それがいいかどうかということにはございますが、現在の取扱いはその通りです。

【松崎参事官】 あと、時折聞かれますのは、例えば事務所の職員、秘書なりにどこかに仕事に行かせる、出張だということで旅費を渡すときに、秘書の方が領収書を出すのか、旅費を使われた先で、まさにJTBですとかJRという領収書をきちっとらなければいけないのかということをお政治団体の方では考えたりしている。我々でも旅費は本人に。最近全部領収書を持ってこいと言われるところがあるんですが、まさに旅費は出張だからといって秘書にぽんと渡して、仮に内部でちゃんと規定があれば、秘書の領収書で足りるとしていいのかどうかというのを政治団体の中では考えている。

ただ、それを上げると、諸活動費みたいなことで毎月何万円と秘書の人が受けて、そこから先何に使われたかが不明になることがあって、事務職員を支出を受けた者とするということについては、すべていいといういろいろな運用が可能な手法になるのではないかと。

【上田委員長】 実際にもそういう問い合わせがあるんですか。実際にはない。

【松崎参事官】 ないことはないのかなと。

【上田委員長】 要するに、旅費を出せば飛行機で行こうと電車で行こうとマイカーで

行こうと、それ以上は要求しないということなんですよ。

小見山委員、どうぞ。

【小見山委員】　そもそも論なんです、政治資金規正法の自体の中に読む側の方たちにきちんとわかるように表示しましょうということが書いてありまして、一般の国民とのギャップが出てくると非常に大きな問題になってくる。読み手の方たちは国民の方たちでして、その方たちの社会的な通念上、会社で支出と言われているものはやはり領収書を持ってこないとそれを精算してもらえないという世界で生きてみえる方たちですから、その方たちに対して、自分の職員に1万円渡したからこれが領収書ですという形はなかなか納得していただけないんじゃないかなと私は感じます。

ですから、こういう質問は今までの歴史の中ではあったかもしれませんが、今後新しい方向で公表していくということが義務付けられた中で国民を説得していくには、同じ目線で物事を判断する形を要求されてくるんじゃないかなと思います。

【上田委員長】　ほかに何か御意見、あるいは御質問はございますか。牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】　労務の無償提供等の話ですが、現行法上の解釈としては難しいのかもしれませんが、こういう金銭等によらない財産上の利益は、収入の方は実質的にそれを含めて記載させるという意味があるんですが、支出の方は労多くして益ゼロということじゃないかと思うんです。だから、これはもう要らないという方向で検討していただければと。そういう検討はできないかということをお願いします。

【上田委員長】　政治資金課長、どうぞ。

【林崎政治資金課長】　今の点に関連して現行条文ですけれども、4条に収入という規定もあれば支出という規定も書いてありまして、この書きぶりからいきますと、収入というのは、大まかに言えば金銭、物品、その他の財産上の利益の收受です。それから支出とは、金銭、物品、その他の財産上の利益の供与又は交付と書いてあるものですから、この条文の書きぶりはほぼ表裏風になっております。現実今の条文はそうになっているということだけ申し上げます。

【牧之内委員】　そうですね。

【松崎参事官】　委員長、よろしいですか。

【上田委員長】　参事官、どうぞ。

【松崎参事官】　今の点は、まさに現行法を踏まえた中で整理しろと言われるとなかなか

か。

【牧之内委員】 難しい。

【松崎参事官】 どういう検討になるか、まさに建議してでもやるべきだということなのかも含めて、以上の項目について研究を進めたいと思います。

【上田委員長】 政治資金課長。

【林崎政治資金課長】 もう1つ参照条文としては、会計帳簿もそうですけれども、収支報告書は例えば12条がありますが、こちらには何を記載しなければならないかということについて、すべての収入について、支出についてもすべての支出についてと今の法律では書いてあるということ。これも御参考までに確認でございます。

【上田委員長】 ほかによろしいですか。

【丹下事務局長】 じゃあ1つだけよろしいですか。

【上田委員長】 事務局長、どうぞ。

【丹下事務局長】 先ほどの参事官の説明を少し補足いたしますと、資料Dをどうしてつくったかと申しますと、この委員会はこれで12回目になるんですけれども、これまでずっと法律の19条の30で言うと4号業務、監査に関する具体的な指針を定めることをやっていたんです。それが前回辺りから1号業務の報告書の記載方法に係る基本的な方針をだんだんシフトしてきましたので、今後こういうことが課題になるだろうということを整理する意味でこれを挙げさせていただいた経緯がございます。

ですから、この中にはなかなか難しくて過去何十年間も解決しなかった問題もありますので、これを順々にやっていくというよりは、我々の検討ができて、これなら委員会で御議論していただけるというものから、順次議論していただくことになるんじゃないかと考えております。

【上田委員長】 そういう趣旨でよろしゅうございますね。

次に、第2の議題の「政治資金監査に関するQ&Aについて」、説明を事務局にお願いします。

【松崎参事官】 それでは、資料2「政治資金監査に関するQ&A（その3）」ということで、監査人の方々に対しましては研修を行っていますが、その研修のときには御質問を受ける時間がないんですが、後日ファクスでも御質問を受けますということをお伝えしております、そういう中で出されているものについて順次、見解がまとまるものについてはこのような形で委員会にお諮りして出したいということでございます。

見ていただきますと、これまでの通し番号で来ておりますが、50番は公職選挙法の選挙に係る出納責任者というものがございしますが、これになっている場合監査ができるのかということですが、回答の方では、政治資金規正法で規定しているところの業務制限に出納責任者は該当はしていないんですが、特に会計責任者とか、出納責任者が当該国会議員関係政治団体の役職員を兼務していることもあるのではないかと。そういうことがある場合には、まさに法定の業務制限に該当しますということ。

それから51番は、政治資金監査報酬の支払いは監査人の個人口座じゃなきゃいけないのかということですが、決して特にそういった制約があるわけではありませんが、政治団体の側の支出先として仮に法人の口座になりますと、振込先が法人名になったりしますので、その点には御留意いただかなければいけませんので、個人口座の方が適当ではないかということ。

それから、未払金、未払費用につきまして、会計帳簿や収支報告書等に記載されていない未払金、未払費用については監査の対象とならない。

それから53番ですが、監査の際に紙ベースのものでやらなければいけないのかということですが、まさに政治資金規正法では会計帳簿等については紙ベースのものを保存しなければいけないということになっておりますので、それで確認をしていただくということになります。なお、収支報告書につきましては、電子データによる作成及び提出が認められておりますので、電子データで作成されているものを確認していただくということも差し支えないものでございます。

次に、2ページに行ってくださいまして54でございしますが、これは事前に御説明したときと質問と回答を若干修正しております。どのように修正したかは、本日机上配付として1枚紙でございしますが、事前に御説明させていただきましたときは、A政治団体とB政治団体が事務所を共同で使用している場合にどういう点に留意すべきかということで、案分しているケースとしては①、②のケースがありますという回答をしていたんですが、実際に監査人の方から質問されている事項はまさに②のケースについて、要するに実質的に負担している金額と実質的にお金が行っている先が違うんじゃないか、それでもいいのかという趣旨での御質問ですので、やはりどの団体からだれに幾ら渡ったのかということもは領収書で明らかですので、きちっと外形的にそこを監査していただくことで足りるんだということを回答として伝えたい。

まさにA政治団体がB政治団体の負担分も合わせて家主に一括して支払っている場合、

A政治団体の方は家主Cから家賃全額分の領収書をもらう。それで、B政治団体はそのうちの一部をA政治団体に負担していますので、A政治団体に負担している金額が支出の金額で、A政治団体から領収書をもらうんだということになるわけですので、それでいいんだということでございます。

55番につきましては、振込明細書がある場合、支出の目的を確認するために支出目的書か徴難明細書を見ていただくんですが、請求書や契約書を見ればわかるんじゃないかという御質問ですが、そこはやはり法律に従って支出目的書か徴難明細書で確認してもらわなければいけませんということ。

他方56番は、領収書がない支出について会計責任者等に対するヒアリングでちゃんと支出されたかどうか確認することになっているけれども、さらに請求書や契約書等を見なきゃいけないかということでございますが、仮に請求書や契約書で確認していただいても、領収書がないという事実は変わりありませんので、亡失一覧表からその支出を落とすことはできませんので、請求書や契約書等により確認することまでは監査では求められていませんということでございます。

57は、亡失一覧表は政治団体の方に記名、押印をしてもらわなきゃいけないのかということですが、そこまでは求められておりません。監査マニュアルでは、亡失一覧表は政治団体の側が作成するんだということを明らかにされておりますので、記名、押印までは不要だということです。

58番は、政治団体の人件費について確認していくと、例えば所得税、社会保険料の徴収、納付について問題があるケースもあって、そういうものは指摘しなければいけないかということですが、これは委員会でもいろいろ御議論いただいたところでございますが、政治資金規正法上の監査事項とはされておられませんので、必ず確認しなければならないものではない。ただ、やはりその点について発見した場合には、ヒアリングにおいて指摘することは差し支えないとしております。

次に3ページ目、59番ですが、複数の監査人が監査を行った場合連名で監査報告書を作成してもよいかということですが、それは差し支えないと回答をまとめております。

【上田委員長】 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問がございましたら、どうぞ御発言ください。谷口委員、どうぞ。

【谷口委員】 50番のところなんですが、非常に鋭い質問で、現行法に即した回答としてはこうなるんだろうと思います。しかし、実態を考えてみた場合、当該国会議員の関

連団体と当該国会議員と申しますか、候補者の選挙運動が極めて強く関連しているということから考えると、本来望ましくはない。当委員会のベクトルとしては、出納責任者も本来は業務制限にかけていくという方向で働きかけていくべきことだと思うんです。

とすると、確かに現行法の解釈としてはこうなるんだけど、このような形で当委員会として回答することによってお墨つきを与える形になってしまうのは、いささかちゅうちょがあるところなので、うまい処理方法をお考えいただければと思うんですが。

【牧之内委員】 そうですね。

【松崎参事官】 委員長。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【松崎参事官】 今谷口委員から御指摘いただきましたことは、事務局でもやはり第三者の方、国民の方から見たときにそれはちょっとどうかなと思われるところではあるんですが、一方で、まさに限られた期間だけの出納責任者と実際の監査する期間とか政治団体が全く別になっているところから、業務制限には該当していないという法令のところはどうしても触れざるを得ないんですけれども、監査を行うことはできませんとなるべく前面に出るような書き方にしたいということで、法令の業務制限に該当するケースもかなりあるのではないかとこのことを念頭に置いて、こういう表現にしたところでございます。

ストレートに政治資金監査を行うことはできるかで、業務制限に該当しませんというのは、委員が御心配になるまさにお墨つきみたいに思われるところもありますので、現行法令の中であるんですが、その中ではこういうケースは監査できないんですというところでございます。なお、望ましくないというところまで踏み込むかどうかについては、私どもの方でも現行法令でこうなっている以上、ちょっとちゅうちょがあったというところです。

【上田委員長】 小見山委員。

【小見山委員】 小見山です。おっしゃるとおりなんです、やはりさっき言った目線の問題で、独立性の問題が非常に問われてくるとすると、私はそこまで踏み込んでいいのかという気はするんです。「望ましくない」という言葉です。法律上ではいいんだけど、一般的な感覚から見たときには望ましくないという意見がこの委員の中で多いでも構いません。いわゆる多数説みたいな。私も、自分でつくって自分でチェックするのでよろしいんですかという質問に対して、法律で規定されていないからそれは仕方ないでしょうで終わっていいかなというのがありました。

【牧之内委員】 すみません。

【上田委員長】 牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 表現としては、「できます」という締めじゃなくて「できません」という締めにはなっているんですけども、「該当する場合は」ということで、別にほかのことを言っている。「該当しませんが」というのでとまっているのと同じで、念のためにこう言っているような話なんですけど、今の谷口委員からの発言は、私も気持ちとしてはそうだと思うんです。

選挙活動の会計責任者ですから、収支報告書をつくったその人ずばりじゃなくても、それと大きく関係する、政治団体にも非常に深くかかわっている人であることは事実ですよ。だから、法律上は該当しませんが、望ましくない、適当でない、避けた方がいいのではないとか、表現の仕方はいろいろあると思いますが、やはり表現を変えられないかなど。そのところは、そういうぎりぎりの議論もしているんじゃないかと思いますけれども、どうでしょう。

【上田委員長】 事務局長、どうぞ。

【丹下事務局長】 委員の方々の御意見は私もよくわかります。この回答を今日必ずしも出さなきゃだめだということはないんです。この辺りは微妙な表現になると思いますので、もう少し調整させていただきまして、次回以降に再度議論していただくということでおさめさせていただきたいと思います。

【上田委員長】 じゃあ、そういうことでよろしいですか。ほかに何か。ないようでしたら、次に第3の議題の「登録政治資金監査人の登録者数及び政治資金監査に関する研修修了者数について」、説明を事務局にお願いします。参事官、どうぞ。

【松崎参事官】 資料3でございます。登録政治資金監査人の登録者数と、現在進めております研修の修了者数をグラフ化したものでございます。折れ線グラフが登録者数でございますが、現在2,764人ということでございます。内訳を言いますと、弁護士の方が200、公認会計士の方が534、税理士の方が2,030という数字になっております。

それで、研修を昨年の12月に始めまして、昨年度8回開催いたしまして、4月1日のところにありますように816の方が修了済みということになりました。また、4月、5月と進めてまいりまして、現在のところ1,515の方が修了済みでございます。今後6月、7月とここにありますように各地で研修会を予定しております。その研修に申し込んできていただいた方々をもとに試算しますと、8月頭、7月31日の熊本研修を予定しており終えますと、2,481の方が研修修了済みということになりますが、なお、今の登

録が2,764、申請を含めると2,800を超えている状況ですので、さらに300名から400名の方には研修の場を用意しなければいけないということになってきております。

資料3は以上でございます。

【上田委員長】 御質問、御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

【牧之内委員】 すみません。

【上田委員長】 牧之内委員。

【牧之内委員】 国会議員関係政治団体が先ほどの資料では3,200ほどということでしたが、当初の想定よりかなり少ないんですけれども、その理由と今後これが増える見込みはあるのでしょうか。

【上田委員長】 政治資金課長。

【林崎政治資金課長】 平成19年の終わりに議論していたときに一定の推計をしたんですが、そのときには5,000程度と推計しておった。法改正の内容が非常にシビアな内容になっておりますので、ここはなかなか検証は難しいんです。といいますのも、届け出をしていただくことによって初めて把握できる訳です。

したがって、その前段階で、仮に今の基準を当てはめれば国会議員関係政治団体であったであろう団体が例えば解散したといったものについては、結局は、届け出をされないの、実態を把握するのはなかなか難しいんですけれども、いろいろなお話などを総合しますと、やはりある程度自らの政治活動に関連する団体について、統合する、実質的にあまり活動していなかったものについてはこの際解散するといった整理をされている要因が一番大きいのではないかと。

あとは、候補者に係るものにつきましては、どの程度既に届け出がされているかについては、ひょっとしたらもう少しこの法律についての理解が深まれば、追加で入ってくる余地もあるかと考えております。

【上田委員長】 よろしゅうございますか。

【牧之内委員】 はい。

【上田委員長】 ほかに何かございますか。

次に、第4の議題の「政治資金監査に関する研修の実施計画について」、説明を事務局にお願いします。

【松崎参事官】 それでは、資料4でございますが、先ほど資料3で御説明いたしました

たように、7月末までの研修を終えますと、それでもなお現時点で300名から400名の方の研修の場がないということになりますので、現段階で10月に4回の研修を予定したいということでございます。

これ以降につきましては、今年総選挙が当然行われますので、その動向によりましてはさらに登録にどう影響が出てくるか、また、登録された方に対してどのタイミングで研修していくかということなどを見極めながら考えていきたいと思っております。なお、この4回でおおむね300から400の枠は用意できるのではないかと考えております。

2ページ目の(参考)は、今年度の4月から10月を入れましての研修の全体の姿でございます。

以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして御質問、御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。よろしゅうございますね。

本日の議題は以上でございますが、今後の委員会の進行等につきまして事務局から何かありますでしょうか。事務局長。

【丹下事務局長】 先ほどの資料Dでもお示ししました今後委員会で検討を行う事項につきましては、委員の皆様方の御意見を賜りながら整理してまいりたいと思います。あわせまして、先ほどQ&Aで1つ宿題をいただきましたので、それにつきましても御意見を賜りながらまとめていきたいと考えております。

以上でございます。

【上田委員長】 その他事務局からありましたらお願いいたします。

【松崎参事官】 本日の委員会の審議状況につきましては、本日午後事務局長より記者会見を予定しております。本日の公表資料につきましても、その場で配付する予定でございます。また、本日の委員会の議事要旨につきましては、明日の夕方頃に確認のための御連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【上田委員長】 以上をもちまして、本日の政治資金適正化委員会を終了したいと思います。次回の委員会の開催等につきまして、事務局に説明をお願いします。

【松崎参事官】 次回の委員会についてでございますが、日程調整をさせていただきました結果、9月8日火曜日の午後で開催させていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

【上田委員長】 本日は、長時間にわたり熱心に御審議いただき、ありがとうございます。

した。これをもちまして閉会といたします。